

京都市交通局職員懲戒委員会規程を次のように制定する。

京都市交通局管理規程 3—10

京都市交通局職員懲戒委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、局職員（以下「職員」という。）の懲戒事案を審議するための懲戒委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の種類)

第2条 委員会は、特別委員会と普通委員会に分ける。

(特別委員会)

第3条 特別委員会の審議事項及び委員は、別表第1のとおりとする。

(普通委員会)

第4条 普通委員会の種類、審議事項及び委員は、別表第2のとおりとする。

(専門委員会)

第5条 自動車運輸委員会及び高速鉄道委員会にそれぞれ専門委員会を置く。

2 専門委員会の名称、審議事項及び委員は、別表第3のとおりとする。

(委員会の開催及び成立)

第6条 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、職員に懲戒の対象となる行為があった場合は、委員会を招集してその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。ただし、職員の過半数で組織する労働組合が選任した委員の半数以上の出席を必要とする。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、懲戒の対象となった者が課長及びこれに準ずる職以上の職にある者であるときは、労働組合が選任した委員の出席は必要としない。

4 委員は、委員会に付された事案が自己又は自己の利害に関するものである場合には、委員会に出席することができない。

(決定事項の報告)

第7条 委員長は、委員会において決定した事項を、速やかに管理者に報告しなければならない。

2 委員長は、委員の意見が一致しないとき又は特別の理由により委員会が成立しないときは、その一致しなかった意見又は理由を速やかに管理者に報告しなければならない。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、必要があると認めたときは、関係人を臨時に出席させて意見を聴取することができる。

(所属長の義務)

第9条 懲戒の対象となった職員の所属する課等（京都市交通局事務処理規程第2条第1項に規定する課及び京都市交通局事業所規程第2条に規定する事業所をいう。）の長（以下「所属長」という。）は、必要な参考書類を委員会に提出しなければならない。

(施行細則)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、そのつど定める。

附 則（昭和39年8月1日）抄

1 この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年4月1日）

この改正規程は、公布の日から施行し、昭和40年2月1日から適用する。

附 則（昭和40年11月6日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年7月6日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年12月26日）

この改正規程は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則（昭和42年2月1日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年4月1日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年2月15日）

この改正規程は、公布の日から施行し、昭和42年12月25日から適用する。

附 則（昭和43年4月27日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年4月1日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年4月24日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年4月16日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年4月1日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年4月15日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年7月27日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年1月17日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年1月13日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年9月11日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年4月13日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年11月1日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年8月21日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年9月6日）

この改正規程は、公布の日から施行し、昭和59年8月21日以降に発生した懲戒事案から適用する。

附 則（昭和61年4月1日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年7月8日）

この改正規程は、公布の日から施行し、昭和63年4月16日から適用する。

附 則（平成2年1月29日）

この改正規程は、公布の日から施行し、平成元年11月11日以降に発生した懲戒事案から適用する。

附 則（平成2年7月20日）

この改正規程は、公布の日から施行し、平成2年4月6日から適用する。

附 則（平成3年5月24日）

この改正規程は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年4月1日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年7月1日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月31日）

この改正規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年9月1日）

この改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年6月25日）

この改正規程は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成14年3月29日）

この改正規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月29日）

この改正規程は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月31日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

審議事項	委員
特に重要な懲戒事案について審議する。	委員長 次長 委員 企画総務部長 自動車部長 高速鉄道部長 企画総務部企画総務課長 企画総務部職員課長 懲戒の対象となった職員の所属長 労働組合が選任した者 若干人

備考 この表において「労働組合」とは、職員の過半数で組織する労働組合をいう。

別表第2（第4条関係）

委員会の種類	審議事項	委員
1 総務委員会	企画総務部に所属する職員に係る懲戒事案（局業務に関する連絡事務及び送迎に使用している公用車及び応急車・作業車の運転並びに乗合自動車による試運転などで発生した運転事故等に関する事案を含む。以下第7項までにおいて同じ。）	委員長 企画総務部長 委員 企画総務部企画総務課長 企画総務部職員課長 懲戒の対象となった職員の所属長 労働組合が選任した者 若干人
2 自動車業務委員会	自動車部管理課及び自動車部運輸課に所属する職員に係る懲戒事案	委員長 自動車部長 委員 自動車部担当部長 自動車部管理課長 懲戒の対象となった職員の所属長 労働組合が選任した者 若干人
3 自動車運輸委員会	自動車部営業所に所属する職員に係る懲戒事案。ただし、自動車部営業所の整備係に所属する職員に係る懲戒事案及び自動車運輸専門委員会に係る懲戒事案を除く。	委員長 自動車部長 委員 自動車部担当部長 自動車部管理課長 自動車部運輸課長 懲戒の対象となった職員の所属長 労働組合が選任した者 若干人

4 自動車技術委員会	自動車部技術課、自動車部自動車整備工場及び自動車部営業所の整備係に所属する職員に係る懲戒事案	委員長 自動車部長 委員 自動車部担当部長 自動車部管理課長 自動車部技術課長 自動車部自動車整備工場長 懲戒の対象となった職員の所属長 労働組合が選任した者 若干人
5 高速委員会	高速鉄道部（高速鉄道部運輸課運転指令区、高速鉄道部運輸事務所、高速鉄道部技術監理課保線区、高速鉄道部車両工場、高速鉄道部電気課電力区及び高速鉄道部電気課電気区を除く。）に所属する職員に係る懲戒事案	委員長 高速鉄道部長 委員 高速鉄道部担当部長 高速鉄道部管理課長 懲戒の対象となった職員の所属が、高速鉄道部技術監理課、高速鉄道部電気課及び高速鉄道部高速車両課の場合は、技術監理課長 労働組合が選任した者 若干人
6 高速運輸委員会	高速鉄道部運輸課運転指令区及び高速鉄道部運輸事務所に所属する職員に係る懲戒事案。ただし、高速運輸専門委員会に係る懲戒事案を除く。	委員長 高速鉄道部長 委員 高速鉄道部担当部長 高速鉄道部安全運行管理官 高速鉄道部運輸課長 懲戒の対象となった職員の所属長 労働組合が選任した者 若干人
7 高速技術委員会	高速鉄道部技術監理課保線区、高速鉄道部車両工場、高速鉄道部電気課電力区及び高速鉄道部電気課電気区に所属する職員に係る懲戒事案	委員長 高速鉄道部長 委員 高速鉄道部担当部長 高速鉄道部技術監理課長 高速鉄道部運輸課長 懲戒の対象となった職員の所属長 労働組合が選任した者 若干人

備考 この表において「労働組合」とは、職員の過半数で組織する労働組合をいう。

別表第3（第5条関係）

委員会の種類	審議事項	委員
1 自動車運輸専門委員会	乗合自動車により事故（研修所に所属する職員が乗合自動車による研修中に発生させた場合の事故を含む。）を起こした乗務員に係る懲戒事案	委員長 自動車部長 委員 自動車部管理課長 自動車部運輸課長 懲戒の対象となった職員の所属長 労働組合が選任した者 若干人
2 高速運輸専門委員会	高速鉄道により事故を起こした乗務員に係る懲戒事案	委員長 高速鉄道部長 委員 高速鉄道部安全運行管理官 高速鉄道部運輸課長 懲戒の対象となった職員の所属長 労働組合が選任した者 若干人

備考 この表において「労働組合」とは、職員の過半数で組織する労働組合をいう。